

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和三年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年三月二十九日奈良県指令中土第五三一―二四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年五月十三日中土第七三―三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市膳夫町四七七番一八及び四七七番二〇の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字東新堂一三五番地

吉田佳嗣